

# ■フリーランスとは

絵師さんは  
こちらに該当します

雇用されていない



- ・フリーランス
- ・事業主

雇用されている



- ・サラリーマン
- ・アルバイト
- ・契約社員

	社員	フリーランス
締結する契約	雇用契約	<u>業務委託契約</u>
社会保険	雇用先で対応	<u>自分で対応</u>
受け取るお金	給料	<u>報酬</u>
所得税の計算	雇用先が対応 『年末調整』	<u>自分で対応</u> 『確定申告』

※絵師さんは会社雇用ではないため『就業(雇用)証明書』『源泉徴収票』等の発行もできかねます。

お住まいの自治体によっては「業務委託契約書」が就業(雇用)証明として使える場合もあるようなので、お住まいの地域の役所でご確認をお願いいたします。